解散公告

当社は、平成二十八年二月二十六日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十四日

長崎県佐世保市江迎町中尾二一三番地一

サンコーエネテック株式会社

代表清算人　松原　由美

解散公告

当社は、平成二十八年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十四日

宮崎県児湯郡新富町富田南二丁目一六番地

有限会社富田新聞販売所

代表清算人　曽我部敦史

解散公告

当社は、平成二十八年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十四日

沖縄県糸満市西崎町五丁目一〇番地の一四

ＢＩ株式会社

代表清算人　長嶺　紀昭

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十四日

栃木県栃木市藤岡町藤岡一〇二二番地五

藤岡町荒立北土地区画整理組合清算事務所

代表清算人　進上　嘉一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年一月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十四日

大分県宇佐市大字住江三一六番地

農事組合法人住江営農組合

清算人　竹下　隆一

解散公告（第二回）

当社は、平成六年十二月五日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十四日

大阪市阿倍野区松虫通一丁目一一番一三号

イ・イサービス株式会社

代表清算人　亀田　實

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十八年三月十四日

兵庫県神戸市中央区磯上通六丁目一番一一号　兵庫県医師会館　七階

兵庫県病院厚生年金基金

代表清算人　西　昂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市三光町九番地、最後の住所群馬県伊勢崎市三光町九番一一号

被相続人　亡　松本　竹司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

群馬県前橋市大手町三丁目一一番六号弁護士法人群馬中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高坂　隆信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区日進町三丁目七一五番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　前山　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二四一番二号山崎第二ビル五階Ａ　大宮桜木町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　武士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区外神田一丁目一四番地、最後の住所千葉県船橋市金堀町四九九番地一大久保学園

被相続人　亡　井上　信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

事務所千葉県市川市南八幡四―五―二〇　エムワイビル五Ａ　アライズ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　隆文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区堀切二丁目一四番地一〇、最後の住所東京都葛飾区奥戸三丁目二五番一号奥戸くつろぎの郷

被相続人　亡　小川　巳春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

事務所東京都中野区中央五―三―一一ロイヤルプラザ中野三〇二号室新中野中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井村　華子

（登録姓　太田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市加治万代九七番地一九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　那須　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

新潟市中央区西堀前通一番町七〇三番地　西堀一番町ビル五〇一号エスペランサ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　遠藤　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市日赤町二丁目三六番地、最後の住所新潟県長岡市寺泊金山四三二番地寺泊老人ホーム　被相続人　亡　岡村キヨシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

新潟県長岡市水道町三丁目九番四号、事務所新潟県長岡市日赤町一丁目七番一五号―二〇一

相続財産管理人　小出　行雄

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年三月十一日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。土地区画整理法第四十七条の二第四項の規定により公告します。

第17期決算公告　平成28年3月14日

宮城県仙台市宮城野区田子3丁目18番6号

仙台キリンビバレッジサービス株式会社

代表取締役社長　門間　尚志

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	251,983
	固定資産	24,614
	合計	276,598
負債及び純資産の部	流動負債	431,516
	賞与引当金	6,777
	固定負債	40,701
	退職給付引当金	37,301
	株主資本	△ 195,619
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 295,619
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	△ 299,619
	（うち当期純利益）	(36,357)
	合計	276,598